

要 請 書

農業農村整備関係予算の確保
東日本大震災からの再生・復興
に関する要請



東北・北海道土地改良事業団体連合会連絡協議会

令和6年11月25日

平素から、東北・北海道管内の農業農村整備事業の推進と東日本大震災からの復興につきまして、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、国際社会は、地球規模の異常気象、ロシアのウクライナ侵略、世界的な物価高騰など様々な問題に直面しています。

また、我が国の農業・農村も、農業者の高齢化や減少により、営農の継続やそれを支える農地や農業用水の管理が困難になるなど、様々な問題に直面しているのに加え、営農資材等の価格高騰は、農業者にとって死活問題となっています。

こうした中で、国内外の様々な問題に対応していくため、今年度6月に食料・農業・農村基本法が改正されました。

土地改良に関しては、これまでもその時々状況に対応して制度の見直し等を行い、農地の大区画化や汎用化等の基盤の整備、農業水利施設の維持・更新、ため池の耐震化等の農村地域の防災・減災対策などを進めてきたところでありますが、今般の基本法の改正を踏まえ、生産基盤の保全も含めた必要な見直しや施策の拡充を行い、食料安全保障の強化や国土強靱化を一層推進していくことが重要となっています。

このため、日本の食料安全保障が重要視される中、我が国最大の食料供給基地である東北・北海道の農業・農村の持続的な発展を万全なものとするためには、それぞれの地域特性に合った、高い農業生産力を十分に発揮出来る生産基盤を整えることが必要不可欠であります。

加えて、ため池を含む農業水利施設等の老朽化が進む中、大規模地震や線状降水帯による豪雨などにより、国民の生命と財産が脅かされていることから、農村地域の防災・減災対策を効果的に推進することが重要となっています。

また、東日本大震災での原子力災害被災地の農業再生に向けて、引き続き、復旧・復興事業を着実に進めていく必要があります。

つきましては、農業農村整備事業の安定的かつ計画的な実施のため、予算の確保や諸施策の推進、大規模自然災害からの復旧・復興に関し、次のとおり要請いたします。

《農業農村整備関係》

1. 農業農村の持続的発展のため、地域の要望に十分応えられる安定した農業農村整備関連予算の確保について

農業競争力強化のため、農地の集積・集約化、高収益作物やスマート農業の導入、ほ場周りの管理の省力化を促す生産基盤の整備等を計画的に推進できるよう、地域の要望に十分応えられる予算を、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算で確保すること。

2. 食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた土地改良法や関連する支援制度について

- (1) 保全管理の明確化など土地改良法の目的・原則の拡充
- (2) 施設の老朽化や突発事故の増加等が進む中で、国等の発意で行う事業の拡充などを含め、施設の更新整備を円滑に行うための環境整備
- (3) 土地改良区の運営基盤の強化や、地域における農業水利施設の適切な保全管理に向け、土地改良区と市町村をはじめとした関係機関の連携等を促進する仕組みの創設

- (4) 防災・減災対策や被災後の改良復旧を促進するための拡充
- (5) スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備を推進する観点から、情報通信基盤整備の位置付けの明確化やきめ細やかな営農ニーズに対応できる拡充
- (6) 多面的機能支払や中山間地域等直接支払について、土地改良区等の多様な組織の参画を促進しつつ取組を強化するための拡充 等

3. 農業・農村地域の国土強靱化に向けた支援について

農村地域の国土強靱化のため、老朽化したため池を含む農業水利施設の更新・長寿命化や豪雨・耐震化対策をより一層推進するとともに、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の予算を十分確保すること。

4. 近年の大規模災害からの復旧・復興に係る支援について

頻発する地震や豪雨等による大規模災害からの復旧・復興や、再度災害防止の取組を早急に進めること。

5. 土地改良区の運営基盤強化に向けた支援について

- (1) 自然的、社会的、経済的な情勢変化を踏まえ、高い公共性・公益性を有する土地改良施設の維持管理に対する支援を充実させること。
- (2) ICT、AI 等を活用して、土地改良施設の管理の省力化・高度化等を図る取組を推進するとともに、中小規模の土地改良区を対象とした合併に対する支援を推進すること。
- (3) 土地改良区の運営に参画する人材の多様化を図るため、男女共同参画に向けた取り組みへの支援を充実すること。

《東日本大震災関係》

1. 農業・農村再生に必要な予算の確保について

東日本大震災により被災した地域の農業・農村再生に不可欠な復興事業について、第2期復興・創生期間以降も、事業が完了するまでに必要となる予算を確保すること。

東北・北海道土地改良事業団体連合会連絡協議会

会 長 丸 井 裕

(青森県土地改良事業団体連合会 会長)

副会長 菊 地 博

(北海道土地改良事業団体連合会 会長理事)

副会長 高 橋 隆

(岩手県土地改良事業団体連合会 会長)

監 事 伊 藤 康 志

(宮城県土地改良事業団体連合会 会長)

監 事 高 貝 久 遠

(秋田県土地改良事業団体連合会 会長)

会 員 佐 貝 全 健

(山形県土地改良事業団体連合会 会長理事)

会 員 齋 藤 善 平

(福島県土地改良事業団体連合会 会長)

